

し尿収集申込書(臨時)

令和 年 月 日

令和 年度分

船橋市長 あて
(公社) 船橋市清美公社経由

処理	入力	
	清美公社	
	市	

1. 届出者(書類を提出される方。法人の場合は必ず担当者名を記入してください。)

届出者	フリガナ	担当者名 (※法人の場合)	連絡先	TEL ()
	申込者との関係(該当するものに丸印) 本人・家族・社員・その他()			FAX ()

2. 申込者(手数料納付書送付先)

申込者名 (法人名)	フリガナ	生年月日 (個人のみ)	大正・昭和・平成 年 月 日
申込者住所	〒	電話番号	()
最終連絡先	〒	電話番号	()

※仮設事務所等で所在地の変更がある場合は、最終連絡先の欄に本社等の住所・電話番号を記入してください。

3. 収集場所・伝票発行枚数(汲取りの回数) ※収集場所の地図等を添付してください。

	収集場所	回数	収集番号
1	船橋市 TEL ()		
2	船橋市 TEL ()		
3	船橋市 TEL ()		
4	船橋市 TEL ()		
5	船橋市 TEL ()		

4. 収集伝票送付先(住所・名称) _____

※収集伝票を収集場所以外の住所へ送付する必要がある場合のみ記入してください。

5. 収集依頼日(時間指定はできません。)

令和 年 月 日 ()

申込先

(公社)船橋市清美公社 電話 047-431-3796

FAX 047-433-6788

※ FAX送信後、確認のため必ず清美公社宛お電話ください。

し尿収集について(臨時)

臨時収集は直接(公社)船橋市清美公社へお申し込みください。

(1) 収集伝票について

- ・ 収集希望日は1週間程度の余裕をもってお申し込みください。
- ・ どうしてもお急ぎの場合は、申込書の余白に、「至急」とご記載願います。
- ・ 申込枚数分の「収集伝票」を郵送または初回の収集日に直接お渡しします。
- ・ 収集伝票は収集当日に作業員に手渡すか、作業員が分かるようにトイレの収集口近くに貼ってください。伝票がないと、収集場所の確認ができず、作業ができないことがあります。
- ・ 他の収集場所では使用できません。
- ・ 伝票は毎年4月から翌年3月まで1年間有効です。翌年度分につきましては、3月中旬以降に新たにお申し込みください。

(2) 収集について

- ・ 収集作業は市の収集委託業者である(公社)船橋市清美公社が行います。
- ・ 収集希望日は事前に、(公社)船橋市清美公社へ電話または FAX(住宅地図等に収集場所・収集番号・氏名等を記入したもの)で直接依頼してください。
- ・ 数回の収集を希望する場合は、その都度依頼をしてください。

収集依頼先 公益社団法人 船橋市清美公社

電話 047-431-3796

FAX 047-433-6788

営業時間 7:30~16:15

(3) 臨時収集手数料について

- ・ 算定方法

(処理量10ℓあたり54円) + 回数料金(1回155円) + 消費税相当額(10円未満切り捨て) = 臨時収集手数料
--

<計算例>

処理量	処理料金	回数料金	処理+回数	消費税相当額	手数料
180ℓ	972円	155円	1,127円	110円	1,237円
360ℓ	1,944円	155円	2,099円	200円	2,299円

- ・ 納付方法

納付書により金融機関にて納付いただきます。

汲取った翌月に、市役所から納付書を送付します。納期限までに納めてください。

納付についてのお問い合わせ先 船橋市役所 クリーン推進課

電話 047-436-2442

FAX 047-436-2448

*** 納付が滞った場合には、その後の収集依頼が受けられなくなる場合があります。**

滞納が継続していると債権管理条例により、民事訴訟法に基づく支払督促申立て又は訴訟の手続きに着手する場合があります。